

○瀬戸内市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

平成31年1月30日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制するとともに、糞尿等による生活環境被害を防止し、併せて市民の動物に対する愛護意識の高揚を図ることを目的として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受けさせた者に対して、予算の範囲内において瀬戸内市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関し瀬戸内市補助金等交付規則(平成16年瀬戸内市規則第44号)に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い主がなく、市内に住みついている猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) 耳先V字カット 不妊手術又は去勢手術済みであることを識別できるように、耳の一部を切断する措置をいう。

(補助対象経費)

第3条 この告示による補助の対象となる経費は、生後6か月以上の飼い主のいない猫に対する不妊手術及び去勢手術(以下「手術」という。)並びに耳先V字カットに要する費用(手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを行った場合に要する費用を含む。)とする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付対象者となる者は、市内に住所を有する個人で、適切に飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術を施すことができる場所を有する獣医師により、飼い主のいない猫に手術又は耳先V字カットを受けさせた者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1頭につき、10,000円を上限とする。

2 第3条に規定する補助対象経費が、前項の額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、不妊手術又は去勢手術の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 手術を受けさせる猫の写真(猫の顔及び全身が写っているもの)
- (2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費交付決定通知書(様式第2号)又は飼い主のいない猫不妊去勢手術費不交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、決定通知書に記載された有効期限(交付決定から30日以内)までに、適切に飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術を施すことができる場所を有する獣医師に決定通知書を提示の上、当該交付の決定に係る猫(以下「対象猫」という。)に手術を受けさせなければならない。

2 適切に飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術を施すことができる場所を有する獣医師は、対象猫が手術済みであると認める場合又は対象猫に手術を行うことが適当でないと認める場合は、補助決定者に対してその理由を説明し、手術を行わないこととすることができる。

(変更の承認申請)

第9条 補助事業の内容に変更があった場合は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費交付決定額変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(実施報告及び補助金の請求)

第10条 補助決定者は、動物病院で対象猫の手術及び耳先V字カットを行った場合、その日から7日を経過する日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫不妊去勢手術費実績報告書(様式第5号)及び飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 手術費用が記載された領収証
 - (2) 手術が終了した猫の写真(耳先V字カットがわかるもの)
- (補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象猫に手術を実施しなかったとき、又はできなかつたとき。
 - (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 瀬戸内市補助金等交付規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、第7条の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(免責)

第13条 手術及び耳先V字カットにより生じた問題並びに手術を受けさせた猫に関して生じた問題については、補助決定者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、瀬戸内市はその責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この告示の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。